

伊万里市指定地域密着型サービス等利用要件についての基本方針

平成27年5月 7日制定 伊長寿第24号

平成28年6月14日改正 伊長寿第317号

令和2年 6月 1日改正 伊長寿第962号

1 目的

この方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第8項及び法第115条の12第6項の条件（以下「条件」という。）についての基本的な方針を定め、事業の適正な運営を確保することを目的とする。

2 他市町村からの転入における条件

市内に所在する指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所は、原則として伊万里市以外の市町村から転入したものの利用を受け入れる場合は、原則として転入後1年を経過していなければならない。

3 他市町村からの転入における条件の例外的な取扱い

次に該当するときは、転入後1年を経過しない者であっても利用を認めることができるものとする。その場合は、事前に市に連絡をしなければならない。

(1) 2親等以内の親族が1年以上伊万里市内に居住している者。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び指定地域密着型介護老人福祉施設については、それぞれの指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所において、利用を受け入れることができる人数は、1ユニットごとに1名までとする。

(2) 介護保険法第78条の2第4項4号及び第115条の12第2項第4号に規定する区域外指定に関する市町村長の同意を得て伊万里市内の地域密着型サービス事業所と利用契約を締結している者。

(3) その他保険者が必要と認めるとき。

4 基本方針の運用

この基本方針は、必要に応じて見直すことができるものとする。